平成２６年（フ）第１０６号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目30番５―202号
森アパート
債務者　星川　浩樹
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４８８号
東京都武蔵野市境南町５丁目10番12号２Ｆ
債務者　三木　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８９号
東京都武蔵野市境南町５丁目10番12号２Ｆ
債務者　三木　初江
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８１５号
東京都江戸川区本一色１丁目18―２―303
債務者　及川　　登
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８１６号
東京都江戸川区本一色１丁目18―２―303
債務者　及川ヤオ子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７９号
埼玉県草加市長栄町642―１　アルカンシェルⅡ―201号
債務者　秋山　桂子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８０号
東京都大田区西糀谷１丁目８―20―101
債務者　田中　敏彦
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９５号
東京都足立区神明南１丁目４―11―106
債務者　緑川　惠子（旧姓矢澤）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９６号
東京都練馬区高野台１丁目１―12―103
債務者　橋本　輝幸
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９７号
東京都練馬区高野台１丁目１―12―103
債務者　橋本　利子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３１号
埼玉県草加市遊馬町580―３　ガーデンシティＡ―102
債務者　池田　達也
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３２号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１―８―101
債務者　宮田　佳実
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３３号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1603―２―407
債務者　大坂えり子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３４号
東京都新宿区市谷台町12―７
債務者　酒井　美帆
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３５号
千葉県市川市若宮１丁目２―11―43―103
債務者　目黒　達也
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部